

道路運送法第9条の3の改正の効果について

1. 今般の基準の改正により、タクシーの運賃の認可に際しては、当該運賃が「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」となっているかどうかを審査した上で、その適否を判断することとなる。
2. この改正による効果は、主に次の二点であると考えている。
 - (1) 健全経営の確保(収支相償うこと)についての法的根拠の明確化
 - ① 現在の運用においては、道路運送法第9条の3第2項第3号に規定する不当競争の防止の観点から、当該運賃が収支相償うものであることを求めているが、これはあくまでも運用によるものである。
 - ② 今回第1号の基準が改正されることにより、今後は、明確な法的根拠のもとに、収支相償う運賃であることが法的に要求されることとなり、これにより、当該運賃による経営の健全性が確保されることとなる。
 - (2) 個別運賃の審査の厳格化
 - ① 現在のタクシー運賃の審査は、上限を下回る運賃は、不当競争の防止の見地のみからチェックを行っている。このため、上限から10%を下回る運賃までは、不当競争を引き起こすこととなるおそれがないとして、審査を省略し、自動認可を行っている。
 - ② 今後は、これに加えて、下限運賃の設定や下限割れ運賃の審査についても、「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を「下回らない」ことという基準が加えられることとなり、これにより、下限運賃の設定、下限割れ運賃の審査について、より厳格な審査を行うことが必要となる。